

ひとり親家庭の皆様へ

ひとり親家庭の方や、現在離婚を考えておられる方などに役立てていただくものとして、さまざまな制度についてご案内します。より詳しい情報をご覧いただけるホームページの二次元コードを掲載しておりますので、ご活用ください。

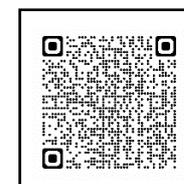
また、ご不明な点等不安なことがあれば、お気軽に子育て支援政策へお問い合わせください。（面談は、事前予約をお願いします）



〈ひとり親の支援に関する事前相談 LINE 予約 二次元コード〉

1. 児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童がいるひとり親家庭に対して、生活の安定と児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。



〈守口市ホームページ 二次元コード〉

2. ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の子ども（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）やその保護者が通院や入院をした場合に、医療費の一部を助成しています。

なお、入院時の個室料との差額など助成対象とならない費用もあります。所得や扶養人数などにより、助成対象とならない場合もあります。



〈守口市ホームページ 二次元コード〉

3. 母子・父子・寡婦福祉金貸付制度

ひとり親家庭及び寡婦の生活の安定と向上を図るために、子どもが進学する場合などに必要な資金の貸付を受けることができる制度です。

利用者が「子育て支援政策課」にて担当職員による面談を受ける必要があります。この面談で、貸付の理由・家族の状況・償還能力等を伺い、貸付の要件を確認します。初回面談時には必要な書類はありませんが、可能な限り必要な資金額が記載された書類などをご持参ください。面談後、申請に必要な書類をご案内します。

事前にお電話または市公式LINEから予約のうえ、「子育て支援政策課」までお越しください。



〈守口市ホームページ 二次元コード〉



〈大阪府ホームページ 二次元コード〉

4. 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母や父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援し、自立の促進を図るため、厚生労働大臣指定講座等を受講後に、受講料等の一部を支給する制度です。

制度を利用するには、利用者が「子育て支援政策課」にて担当職員による面談及び審査を受ける必要があります。

事前にお電話または市公式 LINE から予約のうえ、「子育て支援政策課」までお越しください。



〈守口市ホームページ 二次元コード〉

5. 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金支給事業

母子家庭の母や父子家庭の父が、特定の資格を取得するために6ヶ月以上のカリキュラムを修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減及び資格取得の促進を図るため高等職業訓練給付金を、修了後に修了支援給付金を支給する制度です。

この制度を利用するには、利用者が「子育て支援政策課」にて担当職員による面談及び審査を受ける必要があります。

事前にお電話または市公式 LINE から予約のうえ、「子育て支援政策課」までお越しください。



〈守口市ホームページ 二次元コード〉

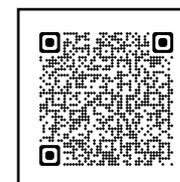
6. ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及び児童が、より良い条件での就業や転職につなげるため、高等学校程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対象講座を受講した場合に受講開始給付金を、修了した場合に受講修了時給付金を支給します。

また、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に、合格時給付金を支給します。

この制度を利用するには、利用者が「子育て支援政策課」にて担当職員による面談及び審査を受ける必要があります。

事前にお電話または市公式 LINE から予約のうえ、「子育て支援政策課」までお越しください。

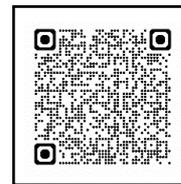


〈守口市ホームページ 二次元コード〉

7. 母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当を受給するひとり親の方を対象に、個別に面談を実施し、生活状況、就労への意欲等について状況を把握したうえで、自立支援プログラムを策定し、関係機関と連携しながら自立・就労を支援します。

事前にお電話または市公式 LINE から予約のうえ、「子育て支援政策課」までお越しください。



〈守口市ホームページ 二次元コード〉

8. その他

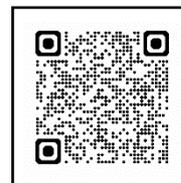
① ハローワークとの連携強化

守口市役所内に、ハローワーク（公共職業安定所）の出先機関が設置されています。就労や転職でお悩みの方はぜひお立ち寄りください。

② 大阪府立母子・父子福祉センター（社福）大阪府母子寡婦福祉連合会

府内にお住まいのひとり親家庭、ひとり親を経た寡婦の方を対象に、電話や面接で生活・離婚前後・法律・親子交流・養育費等の各種相談に応じるとともに、就職やキャリアアップに向けた支援等を行っています。

詳しくはホームページをご覧ください。



〈大阪府立母子・父子福祉センター 二次元コード〉

③ ひとり親家庭の総合的な相談支援を強化するため就労支援員を配置

令和6年度より子育て支援政策課に就労支援専門員を新たに配置し、相談支援を強化しています。

就労支援専門員は、母子・父子自立支援員、ハローワーク等の各種関係機関と連携し、職業能力の向上や求職活動等就業についての相談から個々のひとり親家庭の事情やライフスタイルに応じた支援ニーズを把握したうえで、就職、転職や資格取得等の支援に関するアドバイスから個々の状況に応じた悩みや不安等を一緒に考え、自立を支援していきます。

お気軽にご相談ください。（要予約）

④ 養育費

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。

父母が離婚する前にきちんと話し合っておくことが大切です。

詳しくはホームページをご覧ください。

親子交流

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。

詳しくはホームページをご覧ください。



〈守口市ホームページ 二次元コード〉



お問い合わせ先（発行元）

守口市役所 こども部 子育て支援政策課
〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2-5-5
守口市役所3階北エリア
電話番号 06-6992-1647